

東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊婦及び産婦（以下「妊産婦」という。）並びに乳児の健康保持及び増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図るため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき妊産婦及び乳児の健康診査（以下「健診」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦 妊娠中の者
- (2) 多胎妊婦 妊婦のうち、多胎児を妊娠中の者
- (3) 産婦 出産後1年に満たない者
- (4) 乳児 出生後満1歳1か月を経過しない児
- (5) 新生児 乳児のうち、出生後28日を経過しない児

(対象者)

第3条 健診の対象者は、東浦町内に住所を有する妊産婦及び乳児とする。

(健診)

第4条 健診の区分及び受診回数の上限は、次のとおりとする。

- (1) 妊婦健康診査 14回
- (2) 妊婦歯科健康診査 1回
- (3) 産婦健康診査 1回
- (4) 新生児聴覚検査 1回
- (5) 乳児健康診査 2回
- (6) 多胎妊婦健康診査 5回

2 健診の内容は、別表のとおりとする。

(受診票)

第5条 町長は、妊娠の届出があった者に対し、次の各号に掲げる受診票（以下「受診票」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める枚数交付するものとする。
ただし、第6号の受診票については、多胎妊婦に交付する場合に限る。

- (1) 妊婦健康診査受診票 15枚
- (2) 妊婦歯科健康診査受診票 1枚
- (3) 産婦健康診査受診票 1枚
- (4) 新生児聴覚検査受診票 1枚
- (5) 乳児健康診査受診票 2枚
- (6) 多胎妊婦健康診査受診票 5枚

2 受診票（前項第2号に掲げるものを除く。）の様式は、公益社団法人愛知県医師会が示すものに準じて定めるものとする。

3 町内に転入した健診を受けたことのない者であって、前住所地で妊娠の届出をし

ていたものは、妊産婦・乳児健康診査受診票交付（再交付）申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

4 町長は、前項の規定により妊産婦・乳児健康診査受診票交付申請書の提出があったときは、受診票を第1項各号に定める枚数交付するものとする。この場合において、転入前の住所地ですでに公費により実施された健診を受けたことがあるときは、当該受診した健診に係る受診票を除くものとする。

5 町長は、受診票の交付状況を明らかにしておくものとする。

6 町長は、受診票をき損又は紛失した者から再交付の申出があったときは、妊産婦・乳児健康診査受診票交付（再交付）申請書を提出させ、受診票を再交付するものとする。

（受診票の有効期間）

第6条 受診票の有効期間は、次の各号に掲げる健診に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 妊婦健康診査 交付の日から出産の前日まで
- (2) 妊婦歯科健康診査 交付の日から出産の前日まで
- (3) 産婦健康診査 8週間を経過した日まで
- (4) 新生児聴覚検査 出生の日から4週間を経過した日まで
- (5) 乳児健康診査 出生の日から満1歳1か月に達する日の前日まで
- (6) 多胎妊婦健康診査 交付の日から出産の前日まで

（受診）

第7条 妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児健康診査又は多胎妊婦健康診査を受診する妊産婦及び乳児は、県内の委託医療機関並びに県外の医療機関及び助産施設に受診票を提出して健診を受けるものとする。

2 妊婦歯科健康診査を受診する妊婦は、町内の委託歯科医療機関に受診票を提出して健診を受けるものとする。

（委託医療機関等における健診の実施）

第8条 委託医療機関及び委託歯科医療機関は、前条第1項又は第2項の規定により受診票の提出を受けたときは、受診する妊産婦又は乳児の住所地が町内であることを確認し健診を行うものとする。

（委託医療機関における費用の請求等）

第9条 委託医療機関は、健診に要した費用を当該健診の結果の報告とともに各月分をまとめて、翌月の10日までに妊産婦・乳児健康診査費請求書（様式第2号）により、愛知県国民健康保険団体連合会を通じて町長に請求するものとする。

2 委託医療機関が町長に請求できる額は、町長と一般社団法人知多郡医師会との契約により定めた額とする。

3 町長は、委託医療機関から第1項の規定に基づく費用の請求の内容を適当と認めたときは、請求のあった日の属する月の翌月末日（診療報酬の請求に当たり、電子情報処理組織等を使用する場合の届出を行った委託医療機関については、原則

として健康診査に関する費用の請求のあった日の属する月の翌月 20 日。)までに支払うものとする。

(委託歯科医療機関における費用の請求等)

第 9 条の 2 委託歯科医療機関は、健診に要した費用を当該健診の結果の報告とともに各月分をまとめて、翌月の 7 日までに妊婦歯科健康診査費請求書(様式第 2 号の 2)により、町長に請求するものとする。

2 委託歯科医療機関が町長に請求できる額は、町長と一般社団法人半田歯科医師会との契約により定めた額とする。

3 町長は、委託歯科医療機関から第 1 項に基づく費用の請求の内容を適当と認めたときは、請求のあった日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(県外医療機関等における受診及び補助金の交付)

第 10 条 県外の医療機関及び助産施設(以下「県外医療機関等」という。)において健診を受診した妊産婦及び乳児の保護者(以下「妊産婦等」という。)は、東浦町妊産婦・乳児健康診査補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる。この場合において、補助金の額は、町長と社団法人知多郡医師会との契約により定めた額とする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする妊産婦等(以下「申請者」という。)は、妊産婦・乳児健康診査補助金交付申請書(様式第 3 号)に、妊婦健康診査結果報告書、産婦健康診査結果報告書、新生児聴覚検査結果報告書、乳児健康診査結果報告書又は多胎妊婦健康診査結果報告書及び当該健診を受診した県外医療機関等にその費用を支払ったことを証する当該県外医療機関等の発行する領収書原本を添付して、町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、妊産婦・乳児健康診査補助金交付決定通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

4 申請者は、前項の規定により補助金の交付に係る通知を受けたときは、妊産婦・乳児健康診査補助金交付請求書(様式第 5 号)を町長に提出するものとする。

5 町長は、前項の規定により提出された請求書の内容を審査し、適当と認めたときは、月単位で取りまとめ翌月末日までに、補助金を交付するものとする。

(事後指導)

第 11 条 町長又は健診を実施した医療機関は、健診の結果に基づき、妊産婦及び乳児の保護者に対し必要に応じた保健指導を行うものとする。

(秘密の保持及び目的外使用の禁止)

第 12 条 健診の関係者は、個人情報の秘密保持に最大の配慮を払うとともに、本事業により知り得た秘密を本事業の目的以外に使用してはならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、健診の実施に関しては、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日以前に妊娠の届出があった者であって、同年 4 月 1 日に妊婦又は産婦であるものは、該当する健診を受け、又は受けさせることができる。この場合においては、第 5 条から第 12 条までの規定を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 町長は、現に妊娠中であって平成 20 年 3 月 31 日前に妊娠の届出をした者に対し、次の表に規定する妊娠週数に応じ、受診票を交付するものとする。

妊娠週数	受診票枚数
1 週から 15 週	10 枚
16 週から 19 週	9 枚
20 週から 23 週	8 枚
24 週から 27 週	7 枚
28 週から 31 週	5 枚
32 週から 35 週	3 枚
36 週以降	1 枚

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 町長は、現に妊娠中であって平成 21 年 3 月 31 日前に妊娠の届け出をした者に対し、11 回から 14 回の受診票を交付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定は、施行日以降の健診費用に係る手続きについて適用し、施行日前の健診費用に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定は、施行の日以後に受けた健診について適用し、施行日の前に受けた健診については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により交付された受診票については、改正後の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により交付された受診票とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定は、施行の

日以後に受けた健診について適用し、施行日の前に受けた健診については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現に改正前の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により交付された受診票については、改正後の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により交付された受診票とみなす。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により交付された受診票については、なお効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 施行日前に妊娠の届出があった者に対しては、施行日前において、この要綱による改正後の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定の例により、新要綱第 5 条第 1 項第 3 号に規定する新生児聴覚検査受診票を交付することができる。
- 3 この要綱による改正前の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱第 5 条第 4 項の規定により受診票の交付を受けた者に対しては、新要綱の規定の例により、新要綱第 5 条第 1 項第 3 号に規定する新生児聴覚検査受診票を交付することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に妊娠の届出があった者に対しては、施行日前においても、この要綱による改正後の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定の例により、新要綱第 5 条第 1 項第 2 号に規定する妊婦歯科健康診査受診票を交付することができる。
- 3 この要綱による改正前の東浦町妊産婦・乳児・妊婦歯科健康診査実施要綱第 5 条第 4 項の規定により受診票の交付を受けた者に対しては、新要綱の規定の例により、新要綱第 5 条第 1 項第 2 号に規定する妊婦歯科健康診査受診票を交付することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に妊娠の届出があった者に対

しては、施行日前においても、この要綱による改正後の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定の例により、新要綱第5条第1項第6号に規定する多胎妊婦健康診査受診票を交付することができる。

- 3 この要綱による改正前の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱第5条第4項の規定により受診票の交付を受けた者に対しては、新要綱の規定の例により、新要綱第5条第1項第6号に規定する多胎妊婦健康診査受診票を交付することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、令和7年3月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に妊娠の届出があった者に対しては、施行日前においても、この要綱による改正後の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定の例により、新要綱第5条第1項第6号に規定する多胎妊婦健康診査受診票を交付することができる。
- 3 この要綱による改正前の東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱第5条第4項の規定により受診票の交付を受けた者に対しては、新要綱の規定の例により、新要綱第5条第1項第6号に規定する多胎妊婦健康診査受診票を交付することができる。

別表（第4条関係）

健康診査名	対象者	健康診査の内容	
妊婦健康診査	妊婦	第1回 (8週)	一般診察、尿検査（糖、蛋白）、子宮底長、腹囲、 血圧、浮腫、体重、身長、保健指導 初回血液検査（ABO 血液型、RH 血液型、末梢血液 一般検査、血糖、TPHA 検査（定性）、梅毒脂質抗原 検査、HBs 抗原精密測定、HCV 抗体精密測定、不規則抗体、HIV 抗体価、ウイルス抗体価（風疹）） 超音波検査
		第2回 (12週)	一般診察、尿検査（糖、蛋白）、子宮底長、腹囲、 血圧、浮腫、保健指導
		第3回 (16週)	
		第4回 (20週)	一般診察、尿検査（糖、蛋白）、子宮底長、腹囲、 血圧、浮腫、保健指導 超音波検査
		第5回 (24週)	一般診察、尿検査（糖、蛋白）、子宮底長、腹囲、 血圧、浮腫、保健指導
		第6回 (26週)	
		第7回 (28週)	
		第8回 (30週)	一般診察、尿検査（糖、蛋白）、子宮底長、腹囲、 血圧、浮腫、保健指導 超音波検査、血算検査、血糖検査、HTLV-1 抗体検査、 性器クラミジア感染検査
		第9回 (32週)	一般診察、尿検査（糖、蛋白）、子宮底長、腹囲、 血圧、浮腫、保健指導
		第10回 (34週)	一般診察、尿検査（糖、蛋白）、子宮底長、腹囲、 血圧、浮腫、保健指導、G B S（子宮頸管の細菌検査）
		第11回 (36週)	一般診察、尿検査（糖、蛋白）、子宮底長、腹囲、 血圧、浮腫、保健指導
		第12回 (37週)	一般診察、尿検査（糖、蛋白）、子宮底長、腹囲、 血圧、浮腫、保健指導 超音波検査、血算検査
		第13回	一般診察、尿検査（糖、蛋白）、子宮底長、腹囲、

		(38 週)	血圧、浮腫、保健指導
		第 14 回 (39 週)	
		子宮頸がん	子宮頸がん検診（妊娠初期に使用）
妊婦歯科健康 診査	妊婦	第 1 回	問診、口腔内診査、歯周組織診査（C P I）、口腔 清掃状態、歯科保健指導
産婦健康診査	産婦	第 1 回	一般診察、尿検査（糖、蛋白）、血圧、メンタルチ ェック
新生児聴覚検 査	新生児	第 1 回	新生児聴覚検査
乳児健康診査	乳児	第 1 回	一般診察（生後 1 月前後）
		第 2 回	一般診察（生後 10 月前後）
多胎妊婦健康 診査	多胎妊 婦	第 1 回	一般診察、尿検査（糖、蛋白）、子宮底長、腹囲、 血圧、浮腫、保健指導、超音波検査
		第 2 回	
		第 3 回	
		第 4 回	
		第 5 回	

様式第1号(第5条関係)

妊産婦・乳児健康診査受診票交付(再交付)申請書

年 月 日

東浦町長

申請者住所

氏名

電話

下記により妊産婦・乳児健康診査票を交付(再交付)してください。

記

妊産婦氏名			生年月日	年 月 日	
			出産予定日	年 月 日	
乳児氏名			生年月日	年 月 日	
区 分	受診票の種類			理 由	
1 交付	妊婦	第1回	第9回	多胎第1回	
2 再交付		第2回	第10回	多胎第2回	
		第3回	第11回	多胎第3回	
		第4回	第12回	多胎第4回	
		第5回	第13回	多胎第5回	
		第6回	第14回		
		第7回	子宮頸がん		
		第8回	歯科健診		
	産婦	第1回			
	新生児 聴覚	第1回			
	乳児	第1回 第2回			

- 備考
- 1 区分及び受診票の種類については、該当する番号を○で囲んでください。
 - 2 他の市町村から転入した方ですでに受診票の交付を受けている方は、前の住所地で交付を受けた受診票を添付してください。
 - 3 受診票を汚すなどして再交付申請をする場合は、破れたり汚れたりした受診票を添付してください。
 - 4 受診票の再交付を受けた後に紛失した受診票を発見したときは、再交付を受けた受診票を必ず返納してください。

受付者

様式第 2 号(第 9 条関係)

妊産婦・乳児健康診査費請求書

年 月 日

県番号		表別	医 療 機 関 番 号
2	3	1	

東浦町長

医療機関所在地
名 称
開 設 者 氏 名
電 話

年 月分を次のとおり請求します。

金額					円		請求総件数			件分	
番号	受番		診	票号	氏 名	金 額	妊 婦	産 婦	聴覚 新生児	乳 児	備 考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
計					件	円					

- 備考 1 月遅れ、返戻分の請求は実施月を備考に記入してください。
2 妊婦、産婦、新生児聴覚又は乳児欄のいずれかに○をつけてください。

様式第2号の2（第9条の2関係）

妊婦歯科健康診査費請求書

年 月 日

東 浦 町 長

医療機関名
所 在 地
代表者氏名

年 月分を下記のとおり請求します。

記

金額 円

内 訳

契約単価	人 数	消費税額	合 計

（備考）人数は、実施報告書の数字と一致すること。

様式第3号（第10条関係）

妊産婦・乳児健康診査補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所 東浦町大字 字
氏 名
電 話

東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により、次のとおり東浦町妊産婦・乳児健康診査補助金の交付を申請します。

		受 診 日	補 助 金 の 額 ※支払金額と補助上限額を比較して少ない額	補助金上限額
妊婦健康診査	第1回	. .		円
	第2回	. .		円
	第3回	. .		円
	第4回	. .		円
	第5回	. .		円
	第6回	. .		円
	第7回	. .		円
	第8回	. .		円
	第9回	. .		円
	第10回	. .		円
	第11回	. .		円
	第12回	. .		円
	第13回	. .		円
	第14回	. .		円
	子宮頸がん	. .		円
産婦健康診査		. .		円
新生児聴覚検査	第1回	. .		円
乳児健康診査	第1回	. .		円
	第2回	. .		円
多胎妊婦健康診査	第1回	. .		円
	第2回	. .		円
	第3回	. .		円
	第4回	. .		円
	第5回	. .		円
合 計				

妊産婦・乳児健康診査結果報告書（結果が記入されたもの） 領収書原本	☐ 添付 ☐ 添付
--------------------------------------	--

私は、東浦町妊産婦・乳児健康診査補助金交付申請に係る住民基本台帳の閲覧に関して同意します。

年 月 日

氏 名

様式第 4 号（第 10 条関係）

妊産婦・乳児健康診査補助金交付決定通知書

東浦町指令第 号
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった東浦町妊産婦・乳児健康診査補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、東浦町妊産婦・乳児健康診査実施要綱第 10 条第 3 項の規定により通知します。

記

補助金の額

円

様式第 5 号（第10条関係）

妊産婦・乳児健康診査補助金交付請求書

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所 東浦町大字 字

氏 名

年 月 日付け東浦町指令第 号で交付決定の通知を受けた東浦町妊産婦・乳児健康診査補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金の 請求金額	円
振 込 先	金融機関名 銀 行 信用金庫 本店 農 協 支店
預金種目	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
フリガナ 口座名義人	フリガナ -----